

01 被災者生活再建支援金 基礎支援金の申請期限は 令和4年8月5日(金)までです

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664

令和2年7月豪雨により、住宅に著しい被害を受けた人の生活の再建のため、支援金を支給します。
申請が済んでいない世帯は、早めに申請してください。

▶対象世帯・支給額 ※単身世帯は、いずれも以下の額の3/4

対象世帯	支給額		
	①基礎支援金	②加算支援金（住宅の再建方法）	
全壊世帯 解体世帯 ※1	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸 ※3	50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸 ※3	50万円
中規模半壊 ※2	—	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃貸 ※3	25万円

※1 解体世帯は、り災証明書が大規模半壊または半壊で、基礎を含む家屋全体を解体した世帯です（被災当時、賃貸住宅にお住まいの方で、半壊の住宅を貸主（所有者）が解体した場合も含みます）。

※2 中規模半壊に該当する世帯には、令和2年12月下旬に市より案内通知を郵送しています。

※3 賃貸は、公営住宅および市の借上げ住宅を除きます。

▶申請期限 ①基礎支援金：令和4年8月5日(金)まで ②加算支援金：令和5年8月7日(月)まで

02 福岡県被災者住宅再建支援事業

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664

令和2年7月豪雨により、住宅に著しく被害を受けた世帯が、県内で住宅を再建（建設・購入・改修）するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子相当額の補助を行います。

▶対象世帯 以下のいずれかに該当する人

- ・り災証明書で全壊、大規模半壊の判定を受けた人
- ・り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した人
- ・り災証明書で半壊の判定を受け、中規模半壊に該当する人

▶支給額 融資の種類により算出し、上限は100万円

▶申請期限 以下、①、②のいずれか早い日まで

①住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月を経過した日まで ②令和5年8月7日(月)まで



01 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の手続きについて

■問合せ 内閣府臨時特別給付金コールセンター ☎0120-526-145
大牟田市臨時特別給付金コールセンター ☎050-3196-8783

本給付金は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援するもので、1世帯あたり10万円を給付します。今回、令和4年度に住民税（均等割）が新たに非課税となった世帯に対しての給付手続きが見直されました。

▶**対象世帯** 令和4年度に世帯全員の住民税（均等割）が新たに非課税となった世帯
（住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は除く）

※令和3年度の住民税非課税世帯・家計急変世帯で、すでに10万円の給付を受けた世帯は、対象となりません。

▶**手続き** 対象世帯には、6月末～7月上旬に確認書を郵送します。原則、郵送での受付とし、給付金の支給は、確認書を受理した日から、1カ月程度かかります。

※令和3年12月11日以降の転入者を含む世帯および令和4年度の住民税が未申告である世帯は、申請が必要です。手続き方法は、広報おおむた7月1日号や市ホームページでお知らせします。

①令和3年度の住民税等非課税世帯、②家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）の給付金は、現在申請を受け付けています。詳しくは、市ホームページを確認してください。



詳しくは
こちら↑

02 「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を支給します

■問合せ 子ども家庭課 子育て支援担当 ☎41-2661
厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903

▶対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している人
- ②公的年金等を受給していることにより令和4年4月分の児童扶養手当を受給していない人
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナ感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

▶申請の有無

- ①の人…申請不要（対象の人へ6月中旬頃案内通知を送付しました）
- ②③の人…申請必要（申請期間など詳細について決まり次第、ホームページ等に掲載しますので、確認してください）

▶**給付金額** 児童1人あたり5万円

▶**支給時期** ①の人…6月下旬に支給予定 ②③の人…申請時期に応じ、7月下旬以降随時支給予定

※ひとり親世帯以外分に関しては、詳細が決まり次第、
広報おおむたや市ホームページ等でお知らせします



詳しくは
こちら→